

令和 7 年度

農林業行政の概要



都城市民憲章の理念を象徴化したものです。

中央には霧島を配し、そこには、明るい光の中を風が吹きわたり、
澄みきった水が流れています。

そして、サクラの花で市民が集う様子を表現しています。

都 城 市

農 政 部
環境森林部
地域振興部
観光 PR 部

農政課・農産園芸課・畜産課・農村整備課
森林保全課
各総合支所産業建設課
みやこんじょ PR 課

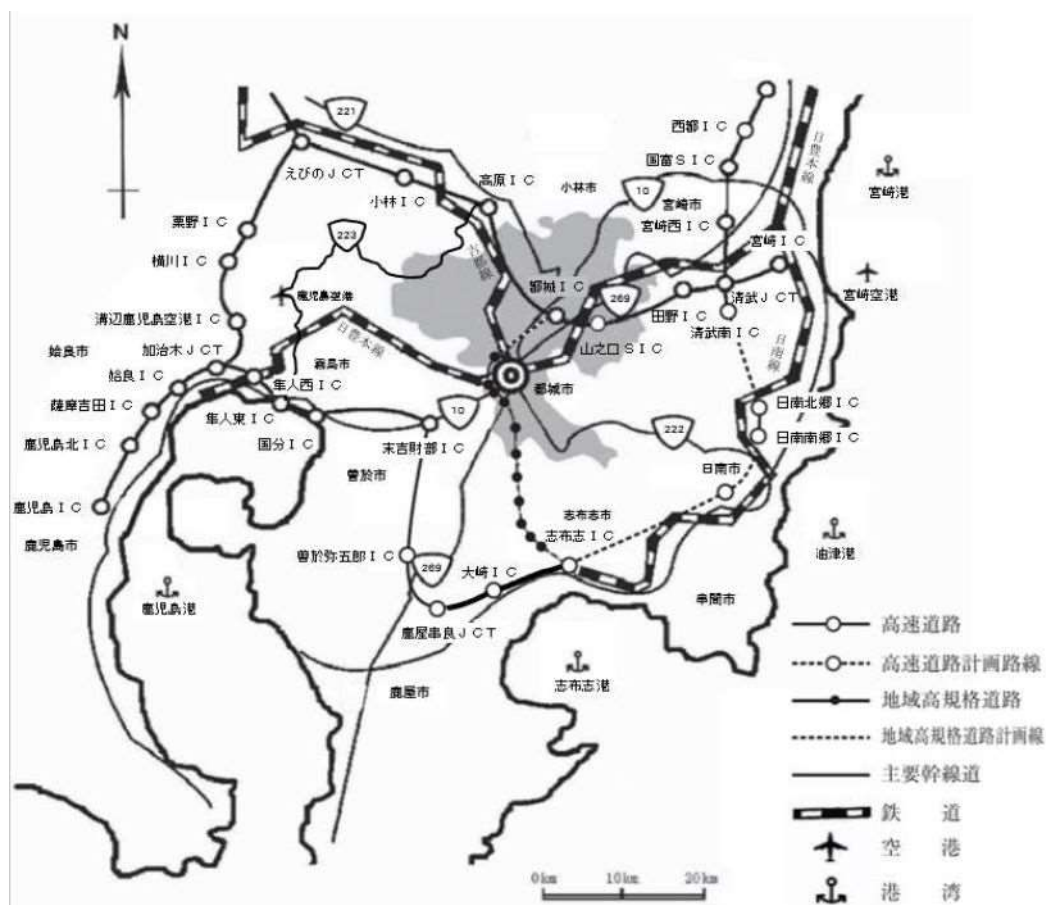
目次

	ページ
1. 都城市の概況	1
・ 位置・地勢・沿革・産業・経済	
2. 施策の基本方針及び予算	3
・ 令和7年度農林業施策の基本方針	
・ 農林業関係歳出予算	
・ 令和7年度当初予算のポイント	
3. 事業の概要	8
・ 農政課	8
・ 農産園芸課	11
・ 畜産課	13
・ 農村整備課	15
・ みやこんじょ PR 課	17
・ 森林保全課	19
4. 農林業事業のお知らせ	22
・ スマート農業促進事業	
・ 雇用就農者確保支援事業	
・ 家族経営協定	
・ 農業制度資金	
・ 農業後継者・新規就農者支援	
・ 園芸振興対策事業	
・ 肉用牛担い手農家支援事業	
・ 次世代乳用牛育成対策事業	
・ 養豚生産性向上対策事業	
・ 多面的機能支払	
・ 災害復旧事業	
・ 6次化情報バンク	
・ 特用林産物生産基盤強化対策事業	
・ 森林環境譲与税活用事業	
・ 都城市農業施設情報バンク	
・ 認定農業者制度	
・ 中山間地域等直接支払交付金事業	
・ 認定新規就農者制度	
・ 経営所得安定対策事業	
・ 都城牛繁殖素牛促進事業	
・ 都城産宮崎牛生産基盤整備事業	
・ 鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業	
・ 優良基礎雌馬保留事業	
・ 防災重点ため池整備事業	
・ 都城もえ産品開発事業補助金	
・ 緑の募金事業	
・ 狩猟免許取得促進事業	
5. 都城市農林業統計関係資料	39
6. 都城市農林業関係行政組織図	47

1. 都城市の概況

位置・地勢

- 都城市は総面積 653.36 km² で宮崎市と鹿児島市のほぼ中間にあり、広大な都城盆地の中央に位置しています。
- 土壌は、火山灰土壌、沖積土が主体であり、シラス・ボラ・赤ホヤが広く分布した特殊土壌地帯です。
- 気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏冬や昼夜の気温差が大きく、四季を通じて風力が弱いいため、霧の発生や夏の雷が多いです。積雪はほとんどありません。
- 交通は、南九州の要衝として九州自動車道をはじめ5本の国道、主要地方道が縦横に延び、鉄道は日豊本線、吉都線が交差し、40 km圏内に宮崎・鹿児島の両空港があります。さらに、国の重要港湾に指定されている志布志港まで約 40 kmと恵まれた状況にあり、令和7年3月23日に全線開通した地域高規格道路「都城・志布志道路」により、拠点性の一層の高まりが期待されています。



沿 革

- 古くから南九州の交通の要衝だった都城。中世には日本最大の荘園島津荘の中心地域であり、島津家発祥の地と言われています。
- 室町時代には地名の起こりとされる「都乃城」を北郷氏が築城。その後、明治維新にいたるまで、薩摩藩最大の私領として、北郷（都城島津）家が統治していました。
- 明治 4 年 11 月には都城県が設置。明治 22 年 5 月 1 日の市制町村制の施行により都城町に、大正 13 年 4 月 1 日には都城市として市制を施行。
- その後、近隣の町村と合併を重ね、平成 18 年 1 月 1 日には都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の 1 市 4 町の合併により人口約 16 万人を有する南九州の中核都市として現在に至っています。

産業・経済

- 都城市は地理的条件に恵まれ、経済圏は北・西諸県郡、県南、鹿児島県曾於市、志布志市にまでおよび、その経済圏域人口は 373,046 人（令和 5 年）です。
- 都城市の就業人口は 75,056 人（令和 2 年）であり、産業別では第 1 次産業 6,319 人(8.4%)、第 2 次産業 17,526 人(23.4%)、第 3 次産業 49,788 人(66.3%)（令和 2 年）となっています。また、製造品出荷額約 4,265 億円（令和 3 年）、卸売・小売業販売額約 4,898 億円（令和 3 年）で地元農産物を基盤とした食品製造と南九州の物流の拠点として発展しています。
- 農業は温暖な気候に恵まれ、食料供給基地として南九州の中核を成しています。品目別では肉用牛、豚、ブロイラーが盛んで農業産出額の約 8 割を畜産部門が占めています。また、古くから名産地として知られるお茶や土もの野菜（かんしょ、ごぼう、さといも、らっきょう）の栽培が盛んで、近年は雨除け・加温ハウスによる果菜類や花きの導入が進むなど、畑地かんがいを利用した多様性に富んだ農業経営が展開されています。
- 商業は卸売業及び小売業の事業所が 2,019 事業所（令和 3 年 6 月 1 日現在）、従業者数は 15,654 人（令和 3 年 6 月 1 日現在）で、経済圏内（約 38 万人）の商業の拠点としての役割を担っています。
- 工業は工場数が 247 事業所（令和 3 年 6 月 1 日現在）、従業者数は 11,583 人（令和 3 年 6 月 1 日現在）で、食料品、飲料等の生活関連型製造業を中心に発展しています。工業製造品出荷額は宮崎県内第 1 位で、電気機械・金属製造業のほか、弓・木刀などの伝統工芸品、お茶・家具などの地域資源加工業といった幅広い業種が息づいています。地場産業である食品製造業や家具製造業の中には、それぞれ食品団地、木工団地に移転・協業化している企業もあり、連携強化や公害防止化を図っています。今後、工業団地の整備などもあり、雇用の促進や都城圏域の更なる活性化が期待されます。

2. 施策の基本方針及び予算

令和7年度農林業施策の基本方針

都城の農業は、農家数5,460戸、耕地面積11,900haと宮崎県全体の約2割に相当する規模になります。市町村別の農業産出額は令和元年から5年連続全国第1位で、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っているところです。

また、本市の森林面積は、36,186haで、市の総面積65,336haの55%を占めており、充実した森林資源を有しています。

このような状況を踏まえ、令和7年度農林業施策の基本方針を次のとおりとします。

- ◎地域での話し合いにより目指すべき農地利用の姿を明確化した「地域計画」の見直しと更新を進めます。
- ◎農地中間管理事業を活用し、農地の安心な貸し借りと効率的な利用を進めることにより、農地の集積・集約化を図ります。
- ◎認定農業者や認定新規就農者、農業後継者、女性農業者の育成・支援に取り組み、地域農業の担い手の確保と農業経営の安定を図ります。また、集落営農の推進を通して、農用地利用改善団体や農業生産法人の育成に努めます。
- ◎農業制度資金を融通する金融機関等に利子補給を行い、農業者が経営の再建及び維持安定を図ることに寄与します。
- ◎農畜産業の生産現場において、ICT技術等を活用して生産性の向上や高付加価値化に取り組むスマート農業を促進します。
- ◎経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金を活用し、意欲ある農業者の農業の継続を図り、需要のある作物の生産を振興します。
- ◎担い手、行政、都城盆地土地改良区、関係機関等が一体となり、畑地かんがい事業を強力に推進し、畑作営農の確立を図ります。
- ◎「畜産のまち日本一」を堅持するために、令和2年度に策定された第二次都城・北諸県地区「人・牛ブランド」の具体的な推進により、全国に誇る肉用牛産地の維持と収益性の高い生産基盤の維持、強化を図ります。
- ◎口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病を本市から発生させないよう、地域一体となった防疫体制を確立します。

- ◎生産性の高い農業経営を実現するため、土地基盤の整備を図りながら、農村を形成する農地や道、水路等の保全に努め、自然や景観などの農村環境を守ります。
農業者や営農組織等が行う農道や水路等の維持管理軽減に向けて、農業支援に取り組みます。
- ◎生産から加工、販売まで一体的に行う６次産業化の取組を積極的に支援し、農林畜産物の付加価値を高め、農業経営の向上を図ります。
- ◎生産から加工製造、流通、販売に関する情報を「６次化情報バンク」により一元的に集約・管理するとともに、様々なツールを活用し情報発信することで、地域内外の事業者とのマッチングを図ります。
- ◎人材育成やマッチング機会の創出、加工製造の支援、出口戦略である販路開拓などの施策を６次産業化に取り組む各段階において、国や県などの関係機関と連携しながら事業推進を図ります。
- ◎魅力ある農林畜産物に商工業者等の加工技術や流通経路等を加え、本市の「地域力」を更に加速させ、新たな地域内連携による６次産業化の推進を図ります。
- ◎地域を代表する「商品群」で魅せることを販売戦略とし、商談会への出展や出会、大都市圏での催事参画など、これまでの事業を生かし、「攻めの販売戦略」を更に加速させ、積極的な６次化商品の販売増を図ります。
- ◎森林の有する公益的かつ多面的機能の継続的な発揮や森林・林業の持続的発展を目指し、伐採跡地や未植栽地への再造林を推進するため、森林整備の啓発活動や森林所有者の負担軽減などの施策に取り組み、再造林率の向上を図ります。
- ◎森林環境譲与税を活用した森林整備や林業就業者の確保や人材育成、木材利用及び再造林の推進など、地域が抱える様々な課題解決に向けた支援策に取り組みます。
- ◎森林経営管理制度を運用した森林所有者の意向調査を実施し、手入れ不足の森林の適切な管理に取り組みます。
- ◎持続可能な森林経営と林業の持続的発展を図るため、高性能林業機械を活用した施業の集約化・コスト低減や、安定的な木材供給のための施設整備などに取り組み、木材産地の確立を図ります。
- ◎都城市森林整備計画や事業者が策定する森林経営計画に基づいた森林施業や路網整備等を推進し、適切な森林整備に取り組みます。
- ◎イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農林作物等への被害軽減のために、有害鳥獣捕獲班の活動の支援、侵入防止柵の導入補助を行うとともに、様々な鳥獣被害防止対策を講じ、効率的・効果的な取組を推進します。
- ◎しいたけ等の特用林産物の生産基盤の強化に取り組み、生産性の向上を図ります。
- ◎森林や木材との関わりを通じて、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める木材に触れ合うことで、将来的な林業後継者の育成を目指し、木育関連の事業を実施する団体に対し支援を行い、木育事業を推進していきます。

農林業関係歳出予算

令和7年度の農林業行政に係る歳出予算は下記のとおりです。

(単位:千円)

課 名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減額
農政課	210,152	199,078	11,074
農産園芸課	358,098	297,037	61,061
畜産課	464,465	461,030	3,435
農村整備課	603,233	734,901	△131,668
森林保全課	682,261	679,539	2,722
みやこんじょ PR 課(物産担当)	57,065	57,604	△539
公設地方卸売市場事業特別会計	39,260	36,813	2,447
計	2,414,534	2,466,002	△51,468

◎農政課の予算増は、主に機構集積協力金の増額によるものです。

◎農産園芸課の予算増は、木之川内ダム等の畑かん施設管理に要する事業費の増額によるものです。

◎畜産課の予算増は、主に全国和牛能力共進会対策事業の増額によるものです。

◎農村整備課の予算減は、主に過年発生農地農業用施設災害復旧事業の減額によるものです。

◎森林保全課の予算増は、主に市有林管理費、みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業、特用林産物生産振興総合対策事業、再造林率向上強化対策事業などの事業費の増加によるものです。

◎みやこんじょ PR 課（物産担当）の予算減は、主に都城メンチプロジェクト事業の減額によるものです。

◎公設地方卸売市場特別会計の予算増は、主に変圧器取替設置委託料の増額によるものです。

令和7年度当初予算のポイント

< 農林畜産業の振興 >

(1) 農畜産業の振興

【都城産新規種雄牛候補「梅福正」】

○全国和牛能力共進会対策事業・・・1,680万円

- ・令和9年度開催予定の第13回全国和牛能力共進会北海道大会での「内閣総理大臣賞」獲得を目指す生産者・関係機関の取組を支援。
- ・和牛の一大産地「都城」の魅力を発信。



○肉用牛担い手農家への支援・・・1,800万円

- ・堆肥舎やICT機器整備に対し補助を行い、生産体制強化を支援。



○次世代乳用牛の育成対策・・・540万円

- ・乳用牛の産子の自家保留や初妊牛導入による更新を支援し、安定した生乳生産のための基盤を強化。



○養豚生産性の向上対策・・・1,100万円

- ・人工授精に必要な機器等の購入や優良種豚導入に対し補助を行うことにより、出荷頭数の増加を目指す。



○鳥インフルエンザ等の防疫対策・・・400万円

- ・防疫体制強化に必要な消毒薬剤等の購入費を支援。



○新規就農者育成総合対策事業・・・3,087万円

- ・就農後の経営発展のための機械・施設等導入に係る費用を支援。
- ・新たに農業経営を開始する方に対し、経営開始資金を支援。



○農業後継者等支援事業・・・2,509万円

- ・国の新規就農者育成総合対策事業の要件を満たさない親元就農者や新規就農者を対象に、経営費の一部を支援。

○アグリチャレンジ!「トラサポ」事業・・・1,000万円

- ・新規就農者等に対し、営農に必要なトラクター、軽トラック、トラックの購入費を支援。

○デジタル就農相談事業・・・297万円(新規)

- ・webサイト上で、作物の品目名と作付面積を選択することで、おおよその収入と経営費、所得、労働時間が算出できる。
- ・新規就農者に対する支援制度や、本市での実際の就農事例等を紹介。

(2) 6次産業化による地域ブランドのPR

○「都城メンチ」プロジェクト・・・3,500万円

- ・日本一の肉のまちで生産された肉だけで作った知られざる“味力”「都城メンチ」を官民一体で新たな観光資源に磨き上げる。
- ・市外への販路拡大を図るとともに、市内の中学3年生へ「受験に勝つ（カツ）」合格メンチを提供。



メンチ王（都城メンチイメージキャラクター）

○新たな6次化商品の開発や販路開拓への支援・・・2,240万円

- ・6次産業化に必要な施設整備や商品開発を支援。



(3) 森林整備の促進

○再造林率向上に対する支援・・・4,876万円

- ・再造林強化区域内の森林伐採後の再造林・下刈りの費用を支援。

○3D地図アプリ活用による森林境界確認・・・15万円（新規）

- ・3D地図アプリ上で正確な境界線と地番の確認が可能。



3. 事業の概要

農政課

重点目標

- ICT技術等を活用して生産性の向上や高付加価値化に取り組むスマート農業を促進します。
- 人材確保のために環境整備を行う農業法人等を支援します。
- 都城市農業振興地域整備計画の管理を行い、農用地の保全や効率的な利用に努めます。
- 地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用することで、地域の農地の有効利用を図ります。
- 農業制度資金を融通する金融機関等に利子補給を行い、農業者が経営の再建及び維持安定を図ることに寄与します。
- 認定農業者、新規就農者・青年農業者の育成、農村女性の支援を行います。
- 農業の中核となる担い手を継続的に確保し、食料基地として安定的に農作物の生産を維持していくため、新たに就農する農業後継者等の支援を行います。
- 都城市民の食に関する意識高揚や健康増進を図るため、食育・地産地消を推進します。
- 都城市公設地方卸売市場の適切な運営管理を図ります。

主要事業の内容

★スマート農業促進事業

農畜産業の生産現場において、ICT技術等を活用して生産性の向上や高品質化に取り組むスマート農業を促進します。

・スマート農業セミナー

・スマート農業実装推進事業

★都城市農業施設情報バンク

新規就農者等の初期投資の負担軽減を図るために、使われていないハウスや畜舎の情報を集約し、市ホームページに情報を掲載します。利用希望者に対しては、情報提供や施設所有者との連絡調整を行います。

★雇用就農者確保支援事業

多様な人材を確保し、定着することを目的に、働く環境を整備する農業法人等を支援します。

★農業振興地域整備計画管理事業（個別見直し）

農業振興地域整備計画の適切な管理を行い、農業生産の基盤である農用地等の確保に努め、本市農業の振興を図ります。

★地域計画の見直しと更新

令和6年度までに策定した地域計画をもとに地域での話し合いを行い、目指すべき将来の農地利用の姿をより明確化するため見直しと更新を行います。

★農地中間管理事業

農地中間管理機構を介し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農作業の効率化・生産性の向上を図ります。

★中山間地域等直接支払交付金事業

農業生産条件が不利な中山間地域等に対して、農地等の継続的な管理活動等を支援するため、交付金を交付します。

★農業制度資金

農業者が様々な農業経営を行う上で、より低利な農業制度資金を活用するために、国や県、市などが金融機関等に利子補給を行い、農業者の金利負担を軽減します。

★集落営農確立事業

生産者、農協をはじめとした関係機関が一体となって地域の営農上の問題解決に取り組み集落営農を推進していきます。

- ・集落営農実践集団への支援
- ・都城地域担い手育成総合支援協議会との連携

★認定農業者等育成支援対策事業

農業の担い手不足が深刻化する中、意欲と能力のある農業経営者を育成・確保していくことが重要な課題であり、農業経営改善に向けた支援策を講じていきます。

- ・都城市認定農業者等協議会の活動支援

★農業後継者育成対策事業

地域農業を担う優れた農業後継者を育成するために、就農促進のための研修や農業青年の自主的集団活動の支援を行います。

- ・SAP会議活動支援
- ・農業高校自営者育成協議会活動支援

★新規就農者育成総合対策（国）

次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、自立就農後の経営発展のための機械・施設等の導入資金や、経営確立に資する経営開始資金を交付します。

★都城市農業後継者等支援事業

国の新規就農者育成総合対策の要件に合致しない親元就農者や新規参入者のうち、新たに就農した者を対象に就農直後の農業経営費等の一部を支援します。

★デジタル就農相談事業

Web サイト上で、作物の品目名と作付面積を選択することで、おおよその収入と経営費、所得、労働時間が算出できます。また、新規就農者に対する支援制度や、本市での実際の就農事例等を紹介します。

★アグリチャレンジ！「トラサポ」事業

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農して営農活動に必要な車両の購入に係る費用の一部を補助します。

★農村女性育成対策事業

農村地域における男女共同参画社会づくりを目指して、重要な担い手である女性農業者の経営参画の実現に向けた条件整備を進めて、組織及びリーダーを育成していきます。

★都城市食育・地産地消推進計画の運用

令和4年3月末に改定した都城市食育・地産地消推進計画に基づき、農政部のほか、福祉部、健康部、教育委員会などと連携して、乳幼児から高齢者まで心身の健康や食に対する関心を喚起し、健全な食生活を実践できるように推進していきます。

★公設地方卸売市場事業

平成22年度から指定管理制度を導入して都城市公設地方卸売市場の管理業務を行っています。市場の運営管理や施設の維持・修繕等を行うなど、都城市民に新鮮で安全・安心な食材を届けるために適切な管理体制を構築していきます。

～メモ欄～



農産園芸課

重点目標

- 国営関連事業を推進し、水利用による畑作営農（畑地かんがい営農）の展開を図ります。
- 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金について、農業者への周知と円滑な実施を図ります。
- 省エネ対策の施設や省力化機械導入により、園芸の振興を図ります。
- 高品質茶葉の生産に努め、都城茶の銘柄確立を図ります。

主要事業の内容

★畑地かんがい営農推進事業

畑地かんがい事業の水利用効果の検証、及び水を利用した畑作営農推進のため、戸別訪問による水利用の推奨と散水器具の紹介を行います。同時に、未着手地区の早期採択を目指し営農計画等の策定を図ります。

★国営関連事業

・県営畑地帯総合整備事業

平成 22 年度に終了した国営事業と関連して、畑地かんがい施設、農道整備、排水路整備、土層改良、区画整理等を実施し、農業生産基盤の整備、農業経営の合理化と安定を図ります。

・基幹水利施設管理事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業

国営事業により造成された、木之川内ダム、木之川内導水路及び田野頭首工を一体として維持管理し、地域農業の発展に寄与するとともに、施設の適正管理を図ります。うち、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、R6 と R7 で大規模修繕します。

・都城盆地畑地かんがい施設管理事業

国営及び県営事業により造成した施設について、土地改良区の施設維持管理に係る支援を行い、安全かつ適正な管理体制の確立を図ります。

・水利施設管理強化整備事業

国営造成施設等の管理において、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な管理を図ります。

★経営所得安定対策事業

国は担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）、と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため飼料用米、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る「水田活用の直接活用交付金」を実施しています。

上記交付金の推進と適正かつ円滑な実施を図ります。

★園芸振興対策事業

新品ハウス、中古ハウスや簡易型補強ハウスの購入費の補助や、自動開閉装置などの附帯施設、施設省エネ対策資材及び省力化機械等の導入推進により生産環境整備による生産コストの削減を実現し、経営の安定・向上、認定新規就農者については初期投資の軽減を図ります。また、環境と安全に配慮した防油堤設置、病気まん延防止のための防虫ネット設置を促進します。

★農業用廃プラスチック適正処理推進対策事業

農業用廃プラスチックの野焼きや不法投棄を未然に防ぐために、農家への法令順守の徹底や適正処理の推進を行い、リサイクル率の向上を図ります。

～メモ欄～



畜産課

重点目標

- 各種家畜伝染病の発生・まん延防止のため、地域一体となった防疫体制を確立します。
- 和牛担い手農家の支援を行い、母牛頭数の維持を図ります。
- 乳用牛の更新を推進し、酪農生産基盤の維持・強化を図ります。
- 各畜種への補助事業を実施し、畜産部門の市町村別農業産出額の日本一を継続します。
- 畜産クラスター事業を活用し生産基盤整備を図ります。

主要事業の内容

★家畜導入事業及び導入資金貸付事業

家畜の改良増殖及び経営改善を図るため、優秀な家畜（肉用牛・乳牛・豚・馬）の導入に対する助成事業又は資金の貸付事業を行います。

（家畜導入事業）

- ・ 肉用牛担い手農家支援事業費補助金
- ・ 都城牛繁殖素牛促進事業
- ・ 都城産宮崎牛生産基盤整備事業費補助金
- ・ 次世代乳用牛育成対策事業補助金
- ・ 養豚生産性向上対策事業費補助金
- ・ 優良基礎雌馬保留事業費補助金

（資金貸付事業）

- ・ 肉用繁殖雌牛購入資金貸付事業
- ・ 肉用牛購入資金貸付事業

★経営安定向上のため生産基盤整備に係る事業

安定的な畜産経営維持のために生産基盤の整備を図ります。

- ・ 畜産競争力強化整備事業（畜産クラスター関連事業 国）
- ・ 畜産公共事業（国）

★宮崎牛（都城産）ブランド確立に係る事業

都城産宮崎牛のブランド確立を図るため、芝浦、名古屋、西宮各市場への肉牛出荷に対し支援を行います。

- ・ 宮崎牛（都城産）ブランド確立推進事業

★モンゴル食肉輸出対策事業

都城産宮崎牛のPRと認知度向上のため、在モンゴル日本国大使館主催のイベント等でのPRを行います。

- ・ 海外販路開拓支援事業

★畜産共進会対策に係る事業

第13回全国和牛能力共進会の出品並びに上位入賞のための取り組みを行います。

- ・ 全国和牛能力共進会対策事業

★自衛防疫推進事業及び家畜衛生対策事業

口蹄疫や鳥インフルエンザ等を本市から発生させないよう、畜産農家等の消毒機器整備を推進します。また、畜産経営の安定と安全・安心な畜産物の生産に貢献するために、獣医師並びに関係団体との連携により、各種家畜伝染病の発生、まん延防止に対応した防疫体制の確立を図ります。

- ・ 自衛防疫推進協議会補助金
- ・ 消費・安全対策交付金事業
- ・ 鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業



【 家畜関係車両の消毒の様子 】

～メモ欄～



農村整備課

重点目標

- 大区画ほ場整備の計画的推進、用排水路の整備及び暗渠排水等の推進を図ります。
- 農道や用排水路の改良及び維持補修による農業用施設の長寿命化を図ります。
- 災害時に農地・道路・水路等の応急工事及び早期復旧を実施します。
- 県営及び団体営事業により農地等の保全対策を行います。
- 地籍調査を実施し、地籍の明確化を図ります。
- 多面的機能支払により、維持管理補修や農村環境の保全を図ります。

主要事業の内容

(1) 農業生産基盤整備

★農地整備事業

農地の高度利用を図るため、水路等の生産基盤の整備を行います。

- ・ 県単独かんがい排水事業
- ・ 県単独排水改良事業
- ・ 市単独農地整備事業

★農道整備事業

農作業の効率化や安全対策等のため農道の整備を行います。

★農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業用施設（水路等）の長寿命化・防災減災対策のため、既存施設の改築を行います。

★防災重点ため池整備事業

防災重点ため池の防災対策として土砂^{しゅんせつ}浚渫と堤体の耐震診断を行います。

★農業水利施設ストックマネジメント事業

施設の時系列的な状態の把握、想定する複数の対策シナリオについて劣化等の進行予測を通じて、適切な管理による構造物の延命化と共に、補修また更新費用の最小化と平準化を図ります。

★農地集約化基盤整備事業

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援していきます。

(2) 農 村 生 活 環 境 整 備

★災害復旧事業

- ・ 農地農業用施設災害復旧事業
風水害などによって農地・農業用施設が被災した場合に、速やかな復旧を図ります。
- ・ 市単独災害復旧事業（小災害及び応急工事）
風水害などによって農業用施設が被災した場合に、速やかな復旧を図ります。

★防災事業

風水害などによる農地及び農業用施設の被害を最小限に防止するため、農地保全事業や固定堰（せき）の改修（自動転倒ゲート）工事を行います。

★多面的機能支払

農地、農業用施設、農村環境等のもつ多面的機能を発揮させるため、農業者による組織だけでなく、農業者と非農業者による組織が行う地域共同活動を支援します。



【 路面の補修・砂利の敷き均し 】



【 農道のごみ拾い 】



【 水生生物生息調査 】



【 水路法面の草刈 】

(3) 土 地 利 用 対 策

★地籍調査事業

明治時代に作成された縮尺の無い脆弱で復元性に乏しい^{あざきりず}字限図区域を高精度な測量を行うとともに、地目や境界の確定を行い、円滑な公共事業の推進や公平な課税を図ります。

みやこんじょ PR 課

重点目標

- 6次産業化取組事業者の事業拡大のため施設整備等を支援します。
- 6次産業化事業者と商工業者等との地域内連携による地域力の強化を図ります。
- 6次産業化推進のための流通・販売体制等の強化を図ります。
- 地域を代表する「商品群」で魅せることを販売戦略とし、商談会への出展や出会、大都市圏での催事参画など、これまでの事業を生かし、“攻めの販売戦略”を更に加速させ、積極的な6次化商品等の販売増を図ります。

主要事業の内容

★はばたけ都城六次産業化推進協議会負担金

地域の農商工業者、関係機関が一丸となった6次産業化等を推進することを目的に、事業主体となる「はばたけ都城六次産業化推進協議会」において、各種スキルアップ研修や商品開発・販路開拓等の取組支援、6次産業化関連の調査研究等の支援を行います。

★6次化等商品開発共創事業

販路をもつ専門家と共同で商品開発し、リアルショップでのトライアル販売により、更なる商品のブラッシュアップ等を実施することで高品質な6次化等商品開発を推進します。

★都城もえ産品開発事業補助金

6次産業化に取り組もうとする農林畜産業者及び地元の農商工連携による新商品の開発又は改良並びに販路開拓に取り組もうとする商工業者に対し、ソフト・ハード事業に対する取組に係る経費を支援します。

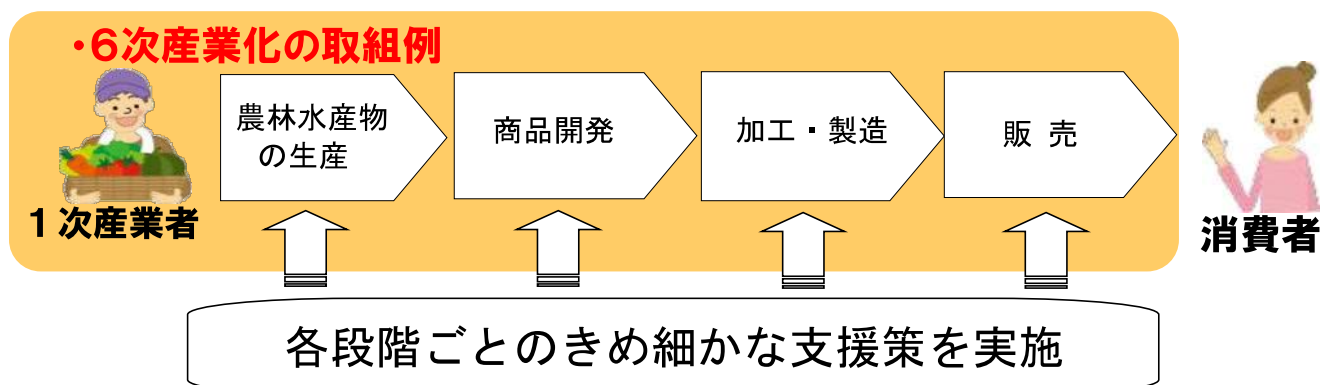
★都城メンチプロジェクト推進事業

「肉と焼酎」のコンテンツのひとつとして、自治体である都城市と百貨店である(株)博多大丸との、官民連携による新たな地域ブランド創出事業として、地域で愛されるメンチカツを「都城メンチ」として展開していくプロジェクトを推進します。

★物産セールス強化事業

6次産業化商品をはじめ、市内で加工された特色ある加工品等について、積極的に営業活動を展開する「攻めの販売戦略」を実践し、大都市圏への販路開拓に取り組み、首都圏百貨店等での定番商品化を目指します。また、物産展等への出展も積極的に行います。

このほか、6次産業化の推進を図るため、周知・啓発、加工・製造、流通・販売の各段階において全庁的に支援を行っています。



＜参考＞みやこんじょ PR 課における6次産業化推進事業

区分	No.	事業名	予算額
周知 ・ 啓発	1	6次産業化ネットワークシステム管理運営事業 (6次化情報バンク)	222 千円
	2	はばたけ都城六次産業化推進協議会負担金	2,000 千円
	3	6次化等商品開発共創事業	4,269 千円
	4	都城もえ産品開発事業補助金(ソフト面)	3,700 千円
	5	都城もえ産品開発事業補助金(ハード面)	6,000 千円
	6	都城メンチプロジェクト推進事業	34,995 千円
	7	物産セールス強化事業	5,879 千円

森林保全課

重点目標

- ①伐採後の再造林の推進を図ります。
- ②森林経営管理制度の運用により、手入れ不足や経営意欲の低下した森林の適切な管理の推進に取り組めます。
- ③森林の持つ公益的かつ多面的機能の維持のために、都城市森林整備計画に沿った計画的整備を推進します。
- ④木材利用の促進及び木材加工流通施設等の導入の推進を図ります。
- ⑤森林施業の集約化を図り、長期・継続的に行う森林経営計画に基づいて路網の整備等を含めた施業を推進します。
- ⑥有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の導入等を促進し、農林業作物の被害軽減を図ります。
- ⑦しいたけ等の特用林産物の生産性向上を図ります。
- ⑧将来的な林業後継者の育成に向けて、木育事業を推進します。
- ⑨国及び県と連携し、再造林率の向上に取り組むための施策を推進します。

主要事業の内容

★有害鳥獣被害対策

近年増加傾向にあるシカ、イノシシをはじめとする有害鳥獣被害に対応するため、次の事業を実施します。

- ・野生猿捕獲体制強化事業（野生猿の捕獲実績等に対する助成）
- ・有害鳥獣被害防止対策事業（シカ防護柵管理等）
- ・鳥獣保護区被害防止対策事業（イノシシ、シカ等対策電気柵等導入補助）
- ・有害鳥獣捕獲活動支援事業（有害鳥獣捕獲活動等に係る経費の助成）
（野生猿捕獲班の活動に係る経費の助成）
- ・有害鳥獣捕獲特別対策事業（シカ、イノシシ、カラスの捕獲実績に対する助成）
- ・狩猟免許取得促進事業（狩猟免許取得に要する経費の助成）

★鳥獣被害防止総合対策事業

農作物被害の軽減、情報収集及び地域住民の安全確保のため、監視員の配置を行います。

★みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業

「都城市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣から農作物への被害防止のために「都城市鳥獣被害防止対策協議会」が中心となり、被害防止のために啓発活動、侵入防止柵の設置、捕獲事業等を実施し、被害の軽減を図り経営の安定を図ります。

★特用林産物生産基盤強化対策事業

中山間地域の貴重な収入源であるしいたけ等の特用林産物の生産向上を図るため、生産基盤の整備や加工機械等の導入、獣類被害防止施設の整備に必要な経費を助成し、経営の安定化を支援します。

★森林環境譲与税活用事業（森林経営管理制度運用事業）

森林経営管理制度の運用により、手入れ不足の森林の所有者へ経営管理の意向調査を行い、管理が必要な森林を所有者に代わって管理します。

★森林環境譲与税活用事業（森林整備促進事業）

近年市内の民有林については、本格的な収穫期を迎え伐採面積が拡大している一方で、再造林面積の伸びが低迷している現状があり、このままでは森林資源の枯渇を始め、森林が持つ多面的な機能の喪失が懸念されるため、再造林率の向上を図るために森林所有者への再造林の啓発を行います。

★森林環境譲与税活用事業（作業省力化・分散化支援事業）

森林所有者が造林作業を委託する事業体に対して、伐採後の未植栽地の解消を図ることを目的とし、スギ露地苗木より根付きやすいスギコンテナ苗木の活用を促進するため、スギコンテナ苗木とスギ露地苗木の差額の支援を行います。

★森林環境譲与税活用事業（林業担い手支援事業）

市内林業事業体への即戦力となる労働力確保のために、林業大学校卒業生への支援として、就業者即戦力確保事業費補助（就労時準備に要する支援及び家賃補助）を行います。

また、森林伐採後の未植栽の増加原因として、過酷な環境下で作業を行う造林作業員の確保のために、下刈作業員手当支援事業費補助（基本給への上乘せ手当）を行います。

★森林環境譲与税活用事業（持続可能な森林づくり事業）

伐採跡地への再造林を促し、森林の持つ多面的機能の継続的な発揮等を目的として、国県補助を活用して再造林を実施する森林所有者等に対し、再造林費用の一部を補助します。

また、伐採後3年以上経過した未植栽地の地拵えに係る費用の一部を補助します。

★森林環境譲与税活用事業（造林スタートアップ事業）

苗木生産・造林から伐採・加工までの一貫経営を目指す林業事業体に対して、機械化による造林作業等の省力化、又は新規参入を目的として、造林機械・機材に係るリース費用3か月分の1/2、導入費用の1/2の補助を行います。

★森林環境譲与税活用事業（森林境界明確化事業）

地籍調査未実施地区の中郷地区において、リモートセンシング技術を活用した航空レーザー測量を行い、その成果をもとに森林施業のための境界の明確化に取り組みます。

★森林環境譲与税活用事業（林業労働安全支援事業）

林業の現場に従事する労働力の確保や労働災害防止に対する支援を目的として、本市で造林に従事する一人親方に対して、労働者災害補償保険掛金、林業退職金共済制度掛金の1/2及び安全衛生装備品等の購入に係る費用の1/2の補助を行います。

★森林環境譲与税活用事業（木育推進事業）

森林の価値などを環境、経済、文化、社会的な視点から正しく知ることを通じて、全ての人がそれぞれの立場で木材、森林との関わりを考える教育活動として実施することにより、将来的な林業後継者の育成を目指して、木育関連の事業を実施する団体に対し、事業経費の一部を助成します。

★森林環境譲与税活用事業（再造林率向上強化対策事業）

伐採が急速に進む一方、森林所有者の再造林に対する意欲が低下し、未植栽地が増加しています。県は、このような課題に対応するため、グリーン成長プロジェクトを立ち上げて、再造林率 90%を目指し様々な取り組みを実施しており、市も県と連携して、再造林を推進するために本事業を立案しました。内容としては、県が指定する再造林強化区域内における再造林及び下刈りを実施する事業体に対し、経費の補助を行うものです。補助率は、国・県と合わせて9割となっています。

～メモ欄～



4. 農林業事業のお知らせ

スマート農業促進事業

(農政課)

生産性の向上や高付加価値化のための、スマート農業を促進します。

□スマート農業セミナー

スマート農業に関する情報共有と普及促進を図るため、先進農業者等を講師に招き、セミナーを開催します。

□スマート農業実装推進事業

実証事業で省力化に効果のあった自動操舵システムや薬剤散布用ドローン等の導入を支援します。

○事業対象

都城市内に住所を有し、自ら農業に従事する、認定農業者又は認定新規就農者

○支援内容

補助率：1/3 以内（上限 100 万円/件）

都城市農業施設情報バンク

(農政課)

未利用の農業用施設を新規就農者へ紹介します。

○事業の流れ

- ①空き施設の情報登録
- ②市のホームページに施設情報、写真を掲載
- ③施設利用希望者からの問い合わせ、申し込み
- ④施設所有者との連絡調整後、直接交渉、市への交渉結果報告

雇用就農者確保支援事業

(農政課)

雇用者が定着しやすい環境の整備等を行う農業者に対して補助を行います。

○事業対象

都城市内に住所及び営農基盤を有する、雇用者と雇用契約を締結している農業法人等

○支援内容

補助率：事業費の 2/3 以内（うち 1/3 は県補助）

認定農業者制度

(農政課)

頑張る認定農業者を応援します。認定を受けると下記のようなメリットがあります。

□ 農地の優先的集積

農用地の利用集積をしたい旨を農業委員会に申し出ると、適切な農地のあっせんが優先的に受けられ、規模拡大が行いやすくなります。

□ 低利融資の主なもの

行政等の利子補給により、長期・低利の有利な資金が借りやすくなります。

○農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）・・・農地取得や機械・施設の投資等に充てる長期資金

・利率：国の無利子化措置分については、借入から5年間は無利子

（地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者が対象）

・貸付限度額：個人3億円（特認6億円） 法人10億円（特認20億円）

・償還期間：25年以内（うち据置10年以内）

○農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・・・肥料や飼料等の購入に充てる短期運転資金

□ 専門家のアドバイス

農政課に在籍する農業専門委員による農業経営改善計画の作成相談、経営診断・指導、経営改善情報の提供等を行っています。

★農業経営改善計画の認定手続き・・・農政課・高城総合支所産業建設課へご相談ください。

①申請・・・農業経営改善計画の作成（農業専門委員などによる作成相談）

*5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、どのような方法で実現させていくかを見据えて経営プランを作ります。

*都城市では1人当たり460万円程度又は1経営体あたり640万円程度の年間所得、年間労働時間1,900時間程度を認定

②認定・・・農業経営改善計画認定審査会による審査・認定（年4回開催）

③経営改善・・・計画に基づいて経営を改善・発展させていく。

*支援措置…農地の優先的集積、低利の融資、税制の特例、専門家のアドバイス

④目標達成・・・更なる飛躍へ！

家族経営協定

(農政課)

農業に従事する世帯員全員が経営に参画するために話し合い、家族経営協定締結により役割分担と責任体制を明確にし、より良い経営体を目指します。

○協定の内容

・役割分担・労働報酬・労働時間・休日・家事分担等

中山間地域等直接支払交付金事業

(農政課)

農業生産条件が不利な中山間地域等に対して交付金による支援を実施します。

○事業対象

中山間地域等において、傾斜がある等の基準を満たす農用地で、集落等を単位とする協定を締結し、5年以上農業生産活動等を継続する農業者等

○支援内容

交付単価	： 田（急傾斜 1/20 以上）	21,000 円/10a
	田（緩傾斜 1/100 以上）	8,000 円/10a
	畑（急傾斜 15° 以上）	11,500 円/10a
	畑（緩傾斜 8° 以上）	3,500 円/10a

～メモ欄～



農業制度資金

(農政課)

農業制度資金は、さまざまな農業の取組に活用できる資金で、国や県、市などからの支援により、低利で借りることができます。目的に合った資金を選び、農業経営にお役立てください。

□ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者の方が、農業用機械や施設、農地を取得する場合などに利用でき、借入金額も大きく、償還期間も長い（株）日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：3 億円（特認 6 億円） 法人：10 億円（特認 20 億円）
○償還期間 25 年以内（うち据置 10 年以内）

□ 農業近代化資金

農協や銀行など民間金融機関が融資し、規模拡大や設備投資などを行うときに借ることができる、身近で使い道の広い資金です。

- 貸付限度額 個人：1,800万円（知事の特認を受けたものは2億円）
法人：2億円
- 償還期間 7～15年以内（うち据置2～7年以内）

□ 農業改良資金

農畜産物の加工を始めたり、新作物の栽培に取り組む場合など、新しい分野にチャレンジするときに無利子で借りることのできる（株）日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：5,000万円 法人：1億5,000万円
○償還期間 12年以内（うち据置3～5年以内）

☐ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者が経営改善に取り組む場合に利用できる短期運転資金です。

☐ その他の資金

經營体育成強化資金

負債整理關係資金

- 農業經營負擔輕減支援資金 ○畜産特別資金
○畜産經營體質強化支援資金

経済変動等に対する資金

- 経済変動・伝染病等対策資金
○農林漁業セーフティネット資金

【相談窓口】 JAみやざき都城地区本部、㈱日本政策金融公庫等金融機関、北諸県農林振興局（農業改良普及センター）、市役所農政課

認定新規就農者制度

新たに農業経営を営もうとする青年等を応援します。認定を受けると下記のようなメリットがあります。

□ 農地の優先的集積

農用地の利用集積をしたい旨を農業委員会に申し出ると、適切な農地のあっせんが優先的に受けられ、規模拡大が行いやすくなります。

□ 低利融資の主なもの

- 青年等就農資金・・・農業経営開始に必要な施設・機械の取得、家畜の導入・育成費、その他の経費など(農地などの取得は除く)に活用
- 経営体育成強化資金・・・農地や施設、機械の取得などに利用でき、既に借りている資金の償還負担を軽減し、経営を立て直する場合に活用
- 農業近代化資金・・・規模拡大や設備投資、運転資金が必要な場合に活用

□ 国・県の補助金

国や県で行っている新規就農者のための各種事業の対象者になれる

○新規就農者育成総合対策

- ・経営開始資金：経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付
- ・世代交代初期投資促進事業：農業用機械、施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援
- ・経営発展支援事業：就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

□ 認定新規就農者になるためには

次の要件を満たし、「青年等就農計画」の認定を受けた者

- ①農業経営開始の年齢が18～45歳未満
- ②農業経営開始の年齢が45～65歳未満で定められた農業等の知識・技能を有する者
- ③年間従事日数が150日以上であることが見込まれること
- ④就農していない(研修中等)か、農業経営を開始してから5年未満であること
- ⑤認定農業者ではないこと
- ⑥市町村の定める基本構想に照らして適切なものであること

★青年等就農計画の認定手続き・・・農政課へご相談ください。

①申請・・・青年等就農計画の作成（農業専門委員などによる作成相談）

＊5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、どのような方法で実現させていくかを見据えて経営プランを作ります。

＊都城市では1人当たり280万円程度又は1経営体あたり380万円程度の年間所得、年間労働時間1,900時間程度を認定

②認定・・・青年等就農計画認定審査会による審査・認定（年4回開催）

農業後継者・新規就農者支援①

農業後継者や新規就農者を応援します。

(農政課)

□ 就農支援事業

農業青年や新規就農予定者が新しい知識の習得や技術の導入を図るための研修経費を助成します。

- ・新規就農研修生助成事業：研修生に対して月額 12 万円（原則 1 年間）の助成
※研修に際しては別途審査があります。（2 回）

□ 青年等就農資金 ……市から青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」が対象となります。

農業経営を開始する際の機械の購入費、施設の設置費、家畜購入等が対象です。

- ・貸付主体：(株) 日本政策金融公庫（農協等の金融機関による転貸も可能）
- ・貸付限度額：3,700 万円（一定の条件を満たした場合、特認限度額 1 億円適用可能）
- ・金利：無利子
- ・償還期間：17 年以内（うち据置期間 5 年以内）

□ 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）

次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入資金や、経営確立に資する経営開始資金を交付します。

○支援内容

- (1) 経営発展支援事業…自立就農後に機械・施設等を導入する場合、補助対象事業費上限※を 1,000 万円として県支援分の 2 倍を国が支援します。

※(2) 経営開始資金の交付対象者は、上限 500 万円

- (例) 事業費が 1,000 万円の場合

本人負担額 250 万円 (1/4)、県支援額 250 万円 (1/4)、国支援額 500 万円 (1/2)

- (2) 経営開始資金…就農後の経営確立のために 12.5 万円/月（年間 150 万円）を最長 3 年間交付します。

○要件

- (1) 認定新規就農者であること。
- (2) 自営就農時に 49 歳以下であること。
- (3) 以下の要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ・自ら農地の所有権・利用権を有していること
 - ・主要な機械、施設を所有・貸借していること
 - ・本人名義で出荷・取引していること
 - ・経営収支を自らの通帳・帳簿で管理していること
 - ・農業経営に関する主宰権を有していること
- (4) 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (5) 国・県・市等の設備投資又は生活費確保を目的とした他の事業による交付を受けていないこと。
- (6) 前年の世帯全体の所得が 600 万円未満であること。（経営開始資金のみ）

※経営発展支援事業は取組計画に応じた事業採択方式です。個別の事業内容を精査したうえで採択可否を判断します。

農業後継者・新規就農者支援②

(農政課)

□ 都城市農業後継者等支援事業

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農直後の農業経営費等の一部を支援します。

○対象者

- (1) 市内に居住し、申請時に 56 歳未満の者
- (2) 親元就農者にあつては、市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等の農業経営基盤を本人又は親族等が所有している者、新規参入者にあつては、市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等の農業経営基盤を本人が確保している又は確保が見込める者
- (3) 農業に専業で従事する者、又は農業に専業で従事しない場合は、農業での従事時間が、年間 1,900 時間以上であること。
- (4) 次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 申請時に 3 か月以内に就農予定又は就農後 1 年以内の親元就農者
 - イ 申請時に 3 か月以内に就農予定又は就農後 2 年以内の新規参入者

○支援内容

- (1) 親元就農者の場合、1 か月 5 万円の年間 60 万円を 2 年間
 - (2) 新規参入者の場合、1 か月 10 万円の年間 120 万円を 2 年間
- ※交付期間中と交付後 3 年間は、作業日誌及び就農状況報告書を提出することが必要です。

農業後継者・新規就農者支援③

(農政課)

□ アグリチャレンジ!「トラサポ」事業

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農して営農活動に必要な車両の購入に係る費用の一部を補助します。

○対象者

市内に居住し、農業に専業で従事する者であり、以下のいずれかに該当する者

- (1) 申請から 3 か月以内に就農予定、又は就農後 5 年以内の新規参入者
- (2) 親族等が農業をしていて、5 年以内に家族経営協定を締結し、かつ農業経営体の経営主ではない農業後継者（親元就農者）
- (3) 親族等から経営の移譲を受けた日から起算して 5 年以内の認定農業者又は認定農業者になることが確実に見込まれる者

○補助対象

申請者が本人名義で購入する以下の車両（一経営体につきいずれか一台）

①トラクター ②軽トラック ③トラック

※事前審査承認前に注文や購入された車両については対象外

※事業活用後 3 年間は、農業所得の確認できる書類及び購入車両保有の確認できる書類を提出することが必要

○補助率

対象車両本体価格の 1/4 以内

ただし、トラクターは 200 万円、軽トラック・トラックは 50 万円を上限

経営所得安定対策事業（令和7年度案）

（農産園芸課）

□ 米の作付目安

- ・都城市に配分された面積 → 2,292ヘクタール
- ・各農家に配分する面積割合 → 所有する水田面積（畦畔は除く）の37.6%

□ 水田活用の直接支払交付金

○交付要件：出荷・販売する作物であること（飼料作物は家畜に給与すること）

（1）戦略作物助成

（単価：10a 当たり）

麦・大豆・飼料作物（青刈り用稲・わら専用稲 等含む）	35,000 円
WCS用稲	80,000 円
加工用米	20,000 円
飼料用米、米粉用米 ※原則として、農産物検査機関の数量確認により収量に応じて助成 ※飼料用米の一般品種は、令和7年度標準単価 7.0 万円/10a（5.5 万～8.5 万/10a）	55,000 円 ～ 105,000 円

（2）産地交付金

※市協議会の助成については変更になる場合があります。

（単価：10a 当たり）

水田利用率向上 加算	県	麦、大豆、飼料作物 主食用米又は戦略作物と対象品目と二毛作に取り組む	10,000 円 以内
耕畜連携助成	県	資源循環、飼料用米のわら利用	5,000 円 以内
加工用米加算	県	① 低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	12,000 円 以内
		② ①の該当者のうち1ha以上作付け	4,000 円 以内
		③ 県内安定供給	14,000 円 以内
	市	県①+わら利用+堆肥散布、又は県①+1ポイント	7,000 円 以内
飼料用米加算	県	① 低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	12,000 円 以内
		② ①の該当者のうち1ha以上作付け	4,000 円 以内
		③ 複数年契約	9,000 円 以内
	市	作付面積の維持又は増加（前年産比較）かつ市設定の要件を実施	10,000 円 以内
そば・なたね	市	播種前契約し、契約数量を出荷・販売【基幹作】	20,000 円
新市場開拓用米	市	輸出用米、輸出向け原料用米等【基幹作】	20,000 円
		複数年契約（3年以上の新規契約が対象）	10,000 円
地力増進作物	市	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組	20,000 円 以内
地域振興作物		さといも・甘しょ【基幹作】	10,000 円 以内
		一般作物（野菜・花き等）【基幹作】	7,000 円 以内
団地化加算	市	さといも・甘しょ・大豆・そば【基幹作】	6,000 円 以内
土地利用集積加算		さといも・甘しょ・大豆・そば・飼料作物（新規需要米除く）【基幹作】	6,000 円 以内

園芸振興対策事業

(農産園芸課)

新品ハウス・中古ハウス（解体、移設（同一所有者が行うものは除く。）、設置、増設含む）の建設費や簡易型補強ハウスの設置及びハウスの附帯施設、台風被害防止のための補強施設、ウイルス感染防止防虫ネット、ボーリング工事に要する経費の一部を助成します。

○補助率：4分の1以内

※ただし、認定新規就農者が中古ハウス又は簡易型補強ハウスを導入する場合は、2分の1以内

○補助上限額：1戸当たり2,500千円

※ただし、中古ハウス及び簡易型補強ハウスに係る補助上限額は、それぞれ1,000千円

～メモ欄～



都城牛繁殖素牛促進事業

(畜産課)

郡市和牛共進会出品牛の市内保留に対する導入費の一部を補助します。

○補助金

【導入】

優等賞牛	200千円
1等賞牛	90千円
2等賞牛	50千円

【自家保留】

優等賞牛	200千円以内
1等賞牛	90千円以内
2等賞牛	無し

肉用牛担い手農家支援事業

(畜産課)

肉用牛担い手農家連絡協議会会員が行う増頭、改良、ICT 機器等整備、牛舎増改築、自給飼料貯蔵施設整備及び堆肥舎整備等に係る経費の一部を補助します。

○補助金

- ①増頭支援：50千円以内／頭
- ②改良支援：25千円以内／頭
- ③ICT 機器等整備：300千円以内／戸
- ④牛舎増改築支援：300千円以内／戸
- ⑤自給飼料貯蔵施設整備支援：300千円以内／戸
- ⑥堆肥舎整備支援：500千円以内／戸

都城産宮崎牛生産基盤整備事業

(畜産課)

肥育農家が実施する牛舎改良及び一貫経営移行（牛舎増改築、繁殖母牛導入）堆肥舎設備の取組を支援します。都城産の新規種雄牛造成事業に取り組みます。

○補助金

- ①牛舎改良支援補助：300千円以内／戸
- ②一貫経営移行支援：牛舎増改築 500千円以内／戸
繁殖母牛導入 50千円以内／頭
堆肥舎整備 500千円以内／戸
- ③堆肥舎整備補助：500千円以内／戸
- ④都城産新規種雄牛造成事業：80千円以内／頭

次世代乳用牛育成対策事業

(畜産課)

酪農生産基盤の強化につながる乳用牛の更新を支援します。

- 補助金：乳用牛産子の自家保留：60千円／頭
せり市場からの初妊牛導入補助：60千円／頭

鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業

(畜産課)

鳥フル等の病気発生防止のための消毒薬の購入費の一部を助成します。

- 補助金：消毒薬剤及び害虫等駆除剤購入費の1／3以内（上限50千円）

養豚生産性向上対策事業

(畜産課)

種豚（オス・メス）及び人工授精用資材（精液、精液保管庫に限る）の導入に係る経費の一部を助成します。

- 補助金
 - ①合成種豚（PS）：導入費の1／2以内（1頭当り10千円以内、1戸上限300千円）
 - ②純粋種豚（GP）：導入費の1／2以内（1頭当り30千円以内、1戸上限300千円）
 - ③人工授精用資材導入：導入費の1／2以内（1戸上限150千円）

優良基礎雌馬保留事業

(畜産課)

優良雌馬（品評会入賞馬）の導入費の一部を助成します。

- 補助金：1頭当り150千円以内

多面的機能支払

(農村整備課)

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

農業・農村のもつ国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など（農地維持支払）
- 水路や農道などの軽微な補修や植栽による景観形成など（資源向上支払・共同活動）
- 水路や農道などの補修や更新（資源向上支払・長寿命化）

防災重点ため池整備事業

(農村整備課)

防災重点ため池（農業用ため池 11 箇所）の防災対策を行います。

ため池の浚渫と堤体の耐震診断を行い、安全が不足していれば耐震化を行います。

- ため池堤体の改修のための事業資料採択を行います。

災害復旧事業

(農村整備課)

暴風、洪水、地震、落雷、噴火等の天然現象により農地・農業用施設が被災した場合に、速やかに復旧を図ります。

現に災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形に復旧することを目的とした事業です。

- 異常な天然現象により、農地・農業用施設が被災した場合は、市への速やかな報告が必要です。
- 国庫補助事業の災害復旧は、1 箇所の農地・農業用施設の復旧工事費が 4 0 0 千円以上を対象とします。
- 市単独事業の災害復旧は、1 箇所の農業用施設の復旧工事費が 4 0 0 千円未満を対象とします。

都城もえ産品開発事業補助金

(みやこんじょ PR 課)

自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物」という。）の付加価値を高める処理を行う者又は自己生産農林畜産物を用いた加工品の製造及び販売に取り組む者又は、本市で生産された農林畜産物等を活用して新商品の開発又は改良を行う者に対し経費の一部を助成します。

○補助対象事業

- ・ 自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物」という。）又は自己生産農林畜産物を用いた加工品又は、本市で生産された農林畜産物等を用いて行う新商品等の開発、新商品等の販路開拓及び新商品等に係る新たな販売方式の導入又は改善に関する事業
- ・ 自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物」という。）又は自己生産農林畜産物を用いた加工品又は、本市で生産された農林畜産物等の新商品等に係る機械設備又は施設の整備に関する事業

○補助率：ソフト事業 1／2 以内（農林畜産業者：上限 300 千円、中小企業者等：上限 500 千円）

ハード事業 1／3 以内（上限 3,000 千円）

6 次化情報バンク

(みやこんじょ PR 課)

地域内外の様々な事業者との情報交換、マッチングを支援するためのサイトで、令和 3 年度「都城のチカラ～地場産品～」としてリニューアルしました。都城市内の農林畜産物の生産情報や食品製造業の持つ加工技術、商品開発のアイデア・ノウハウなど、生産から加工製造、流通、販売に関する情報を発信しています。

○登録者：都城市内の農林畜産業者、食品製造業者等

- ・ 県内及び定住自立圏内市町村の食品製造業者（受託内容のみ）及び学術・研究機関は掲載可能

○登録料：無料

緑の募金事業

(森林保全課)

緑の募金の啓発を通して、市民が行う自発的な緑化活動を支援します。

- 募 金 期 間：随時受付。ただし、2月～5月、9月・10月は県内、6月は市内の募金強化月間
- 募 金 活 動：各自治公民館・事業所・学校単位
- 緑化推進事業：苗木提供事業、みどりの少年団への助成を実施。緑化推進事業の実施主体は自治公民館・学校等

特用林産物生産基盤強化対策事業

(森林保全課)

原木しいたけ等の特用林産物の生産基盤強化のための施設整備を支援します。

生産者等の組織化と経営安定化及び中山間地域等の活性化を目的として、特用林産物(しいたけ等)生産者に対し、生産・加工設備の新規導入費用の一部を助成します。

- 対象者
中山間地域(山之口・高城・高崎・山田・西岳・中郷)の3戸以上の生産者で組織された事業体。
- 対象経費
 - ① 生産基盤事業 ～ 特用樹林等造成・ほだ場の整備及び経営管理道整備
 - ② 施設整備事業 ～ 生産・出荷・加工・販売等の機械・設備等の整備
 - ③ 獣類等被害防止対策事業 ～ 野生鳥獣等の侵入防止施設等の整備
- 補助率
総事業費の2/3

狩猟免許取得促進事業

(森林保全課)

有害鳥獣の捕獲活動を担う狩猟者を確保し、農作物等被害の軽減を図ります。

新たに(追加も含む)狩猟免許、銃所持許可を受けた者に対し免許取得に要する経費の一部を助成します。

- 対象者
免許を取得した年度又は翌年度に初めて狩猟登録を行った者
- 対象経費
 - ・ わな猟：狩猟免許試験料、狩猟登録料
 - ・ 第一種銃猟：狩猟免許試験料、狩猟登録料、講習会申込、教習資格認定、
銃銃火薬受領許可、射撃講習、銃所持許可申請
- 補助率：経費の2/3

森林環境譲与税活用事業

(作業省力化・分散化支援事業)

(森林保全課)

◆造林作業分散化事業

スギコンテナ苗の普及を促進し、植付作業等の省力化・分散化を図るため、苗木の購入価格の差額の一部を助成します。

○対象者

造林・育林を実施する事業体

○対象経費及び補助額

スギコンテナ苗木とスギ露地苗木の購入価格の差額

森林環境譲与税活用事業

(林業担い手支援事業)

(森林保全課)

◆林業就労者即戦力確保事業

新規就労者の確保を図るため、林業に関するスキルが高く即戦力となる林業大学の卒業生に対して、就労時の準備費用等及び住宅賃貸費の一部を助成します。

○対象者

市内に本社を置く林業事業体に雇用される、林業大学の卒業生

○対象経費及び補助率

- ・就労時の準備費用等 200千円／年
- ・住宅支援金 家賃の1/2 (上限28千円／月)

◆下刈作業員手当支援

下刈作業員の確保を図るため、作業員に支給する手当を助成します。

○対象者

造林補助事業の対象となる下刈作業を行う事業体

○対象経費及び補助率

- ・下刈り作業に従事する者 上限3千円／人・日

森林環境譲与税活用事業

(再造林率向上強化対策事業)

(森林保全課)

◆再造林率向上強化対策事業

再造林強化区域(※)内で行う伐採後、速やかな省力・低コスト再造林、下刈りへの支援を実施します。

※再造林強化区域とは・・・公道や林道、林業専用道、農道、作業道などから、片側100m以内に含まれている森林の区域

○対象者

再造林推進ネットワークに加入し、伐採跡地の再造林及び下刈りを実施する者

○補助金額

- ・再造林費用 県が定める標準的な単価×11%/ha
- ・下刈り費用 県が定める標準的な単価×11%/ha

森林環境譲与税活用事業

(持続可能な森林づくり事業)

(森林保全課)

◆持続可能な森林づくり事業

再造林率向上強化対策事業の対象とならない伐採跡地の再造林費用及び伐採後3年以上経過した未植栽地の^{じごしら}えに係る費用の一部を助成します。

○対象者

国県補助を活用して伐採跡地の再造林を実施する者

○対象経費及び補助率

- ・再造林費用 115千円/ha
- ・地^{じごしら}えに係る費用 94千円/ha

森林環境譲与税活用事業

(造林スタートアップ事業)

(森林保全課)

◆造林スタートアップ事業

機械化による造林作業等の省力化又は新規参入を目的として、造林用機械・機材のリース費用及び購入費の一部を助成します。

○対象者

苗木生産者、造林から伐採・加工までの一貫経営を目指す林業経営体

○対象経費及び補助率

造林用機械・機材のリース費用及び購入費の1/2

森林環境譲与税活用事業

(木育推進事業)

(森林保全課)

◆木育推進事業

木育関連の事業を実施する団体に対し、事業経費の一部を助成します。

○対象者

木育事業を実施する団体（但し、補助金交付要綱に基づく団体、事業内容）

○対象経費及び補助率

一事業当たり助成額 200 千円を上限に事業経費の1/2

5. 都城市農林業統計関係資料

●農家数の推移

(単位:戸、人)

年次	総農家数			農業就業人口	基幹的農業従事者
		販売農家	自給的農家		
平成7年	12,447	8,916	3,531	17,102	11,325
平成12年	11,473	7,871	3,602	12,821	8,766
平成17年	9,827	6,019	3,808	10,017	8,592
平成22年	8,604	4,994	3,610	8,386	7,193
平成27年	6,581	3,529	3,052	5,867	5,447
令和2年	5,460	2,754	2,706	5,381	3,988

資料:農林業センサス

農家:経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は1年間に農産物販売金額が15万円以上あった世帯

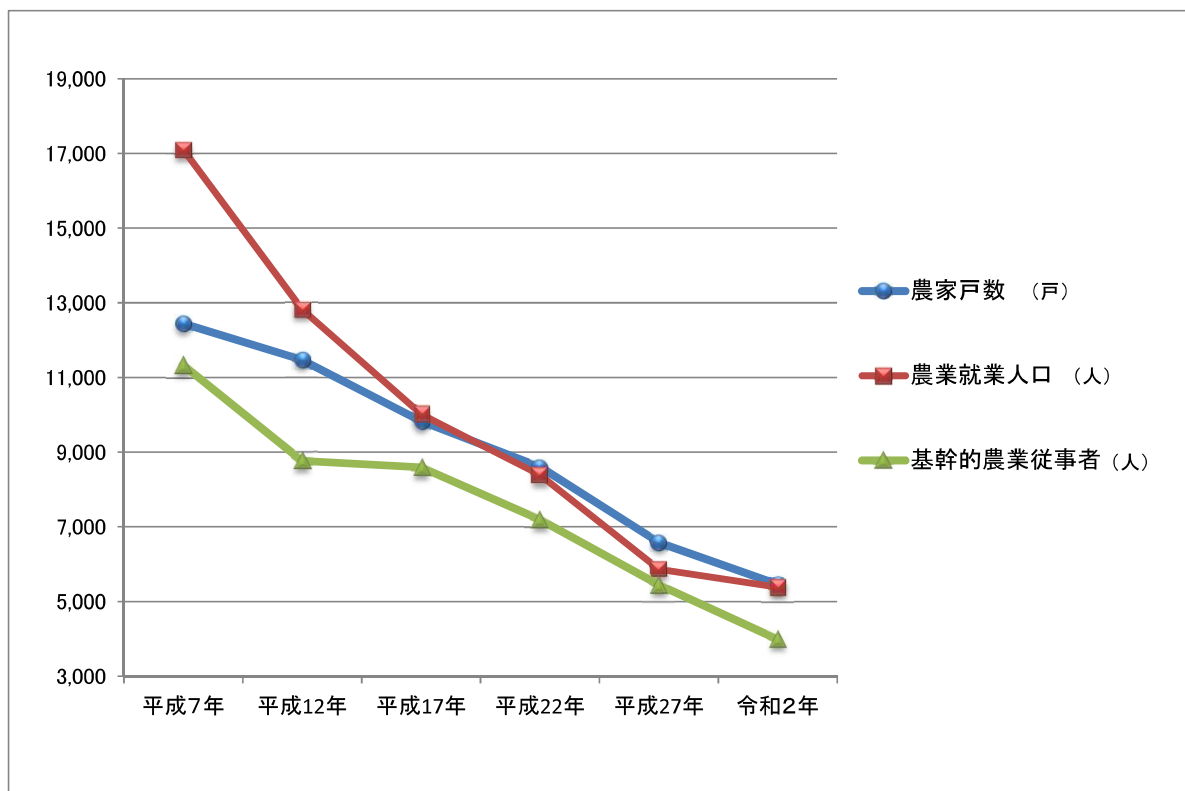
販売農家:経営耕地面積が30a以上又は1年間に農産物販売額が50万円以上の農家

自給的農家:経営耕地面積が30a未満かつ1年間に農産物販売額が50万円未満の農家

農業就業人口:販売農家で農業だけに従事した人及び農業従事日数の多い人

基幹的農業従事者:農業就業人口のうち主に仕事に従事している人

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



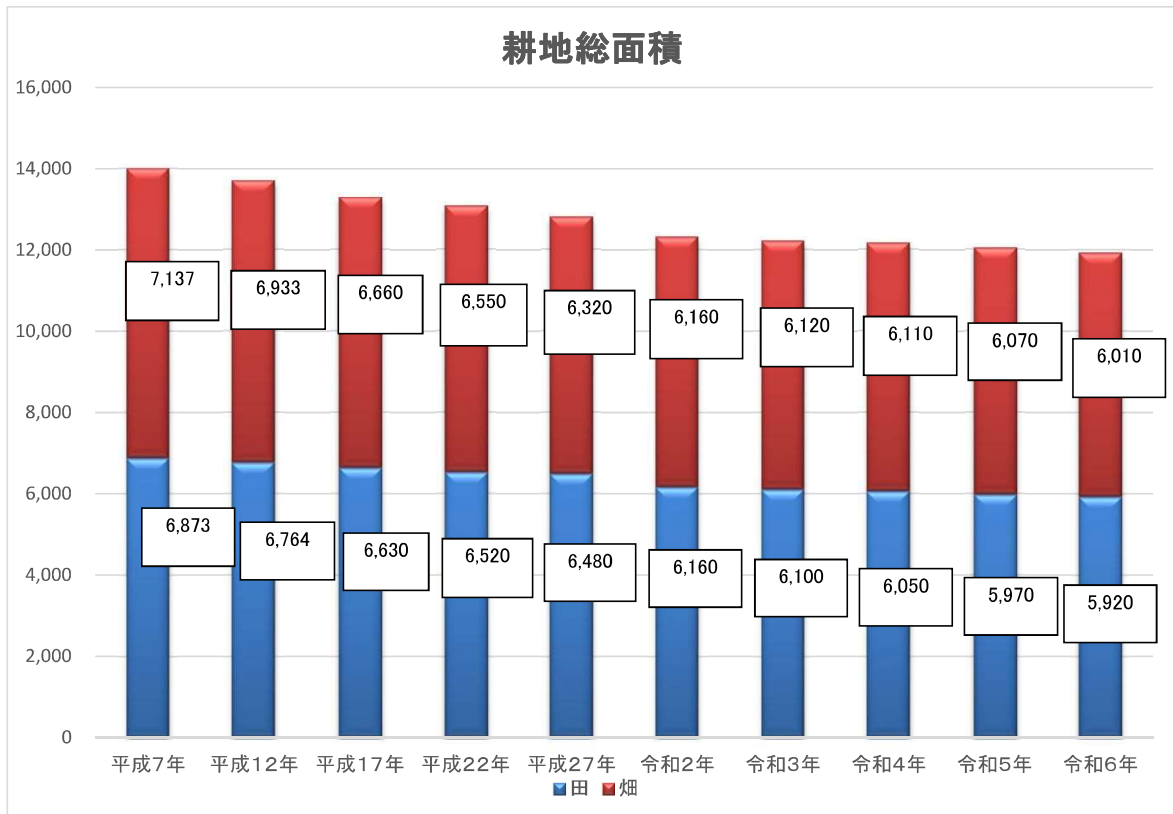
●耕地面積の推移

(単位:ha)

年次	耕地総面積	田	畑
平成7年	14,005	6,873	7,137
平成12年	13,703	6,764	6,933
平成17年	13,300	6,630	6,660
平成22年	13,100	6,520	6,550
平成27年	12,800	6,480	6,320
令和2年	12,300	6,160	6,160
令和3年	12,200	6,100	6,120
令和4年	12,200	6,050	6,110
令和5年	12,000	5,970	6,070
令和6年	11,900	5,920	6,010

資料:九州農政局宮崎統計・情報センター「宮崎農林水産統計年報」

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



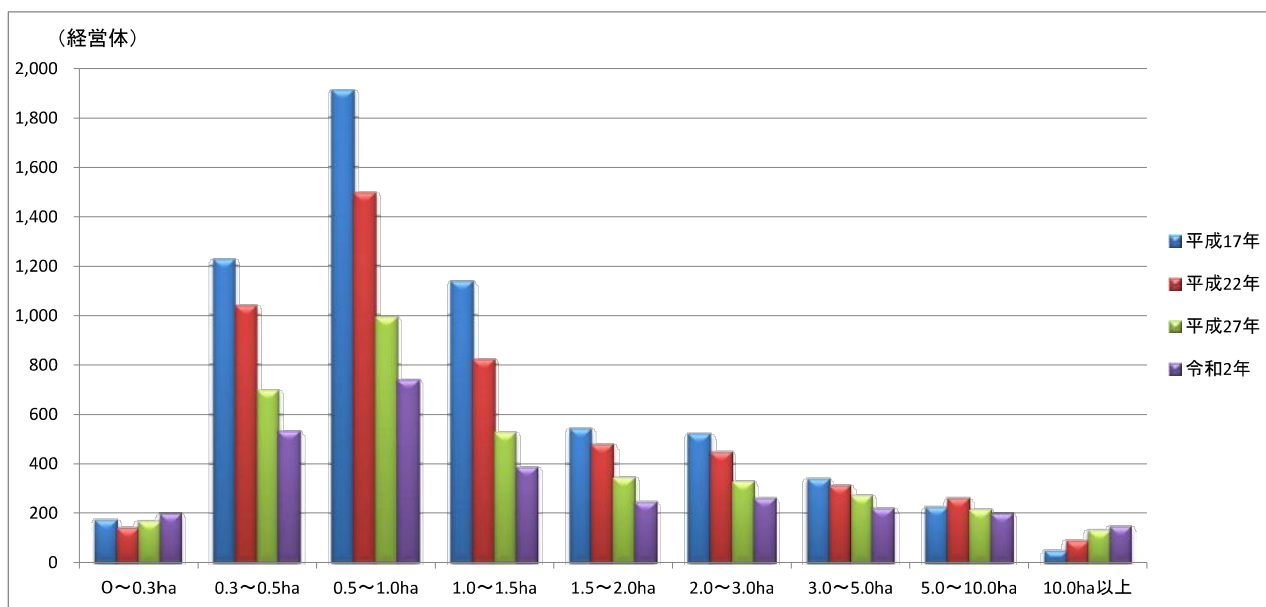
●経営耕地面積規模別経営体数

(単位: 経営体)

年次	計	0～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0ha以上
平成17年	6,119	173	1,223	1,910	1,138	540	520	339	226	50
	100%	2.8%	20.0%	31.2%	18.6%	8.8%	8.5%	5.5%	3.7%	0.8%
平成22年	5,083	140	1,040	1,494	823	477	449	314	258	88
	100%	2.8%	20.5%	29.4%	16.2%	9.4%	8.8%	6.2%	5.1%	1.7%
平成27年	3,667	167	694	991	524	346	328	272	213	132
	100%	4.6%	18.9%	27.0%	14.3%	9.4%	8.9%	7.4%	5.8%	3.6%
令和2年	2,918	196	532	736	387	244	258	219	199	147
	100%	6.7%	18.2%	25.2%	13.3%	8.4%	8.8%	7.5%	6.8%	5.0%

※農業経営体: 次の①～③いずれかに該当する事業を行う経営体

- ①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積、家畜の飼養出荷頭羽数、その他の事業の規模が一定基準以上
③農作業の受託の事業を行う者

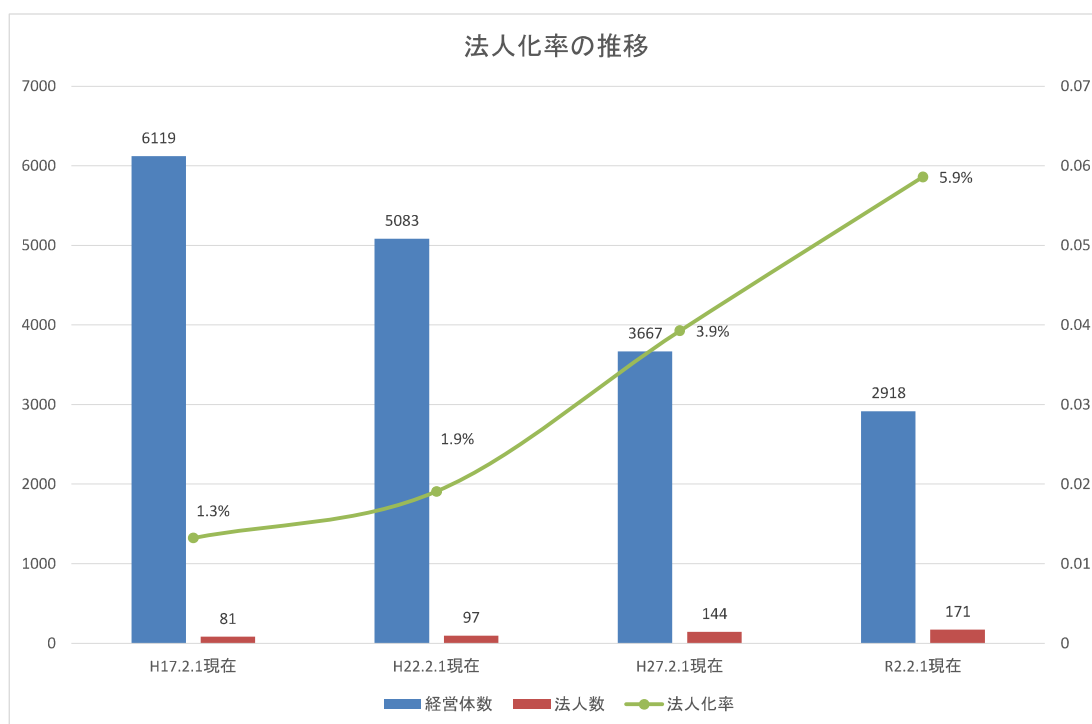


●組織形態別経営体数

	経営体数	法人化	農事組 合法人	会社				各種団体そ の他法人	法人化 してい ない	個人 経営体
				株式会社	有限会社	合名・ 合資会社	合同会社			
H17.2.1現在	6,119	81	8	13	53	—	—	7	6,039	6,007
H22.2.1現在	5,083	97	8	78		2	2	7	4,986	4,970
H27.2.1現在	3,667	144	16	115		2	4	7	3,523	3,512
R2.2.1現在	2,918	171	15	143		1	8	4	2,747	2,740

資料：農林業センサス

※四捨五入して表記した関係で、数値の合計が合わない場合がある



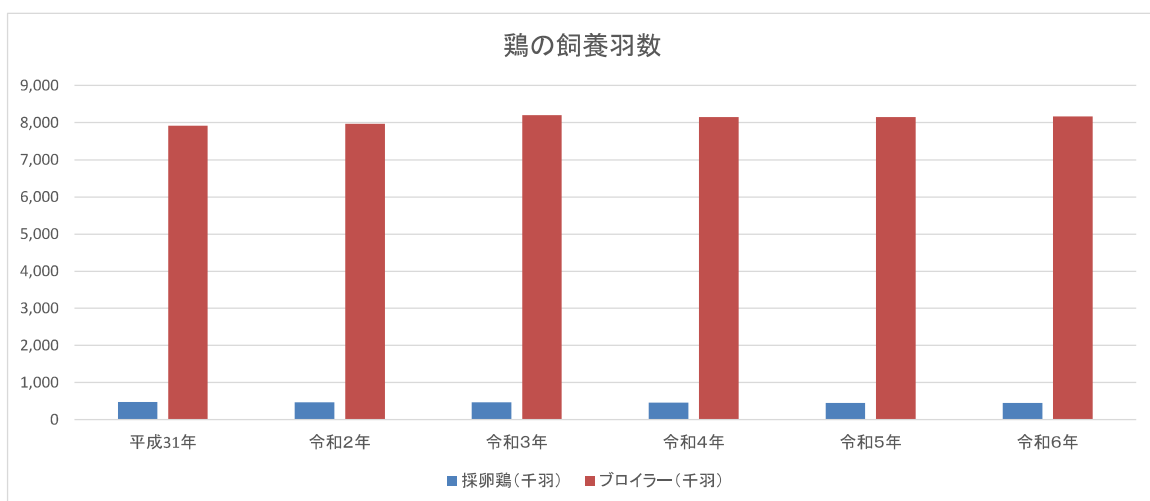
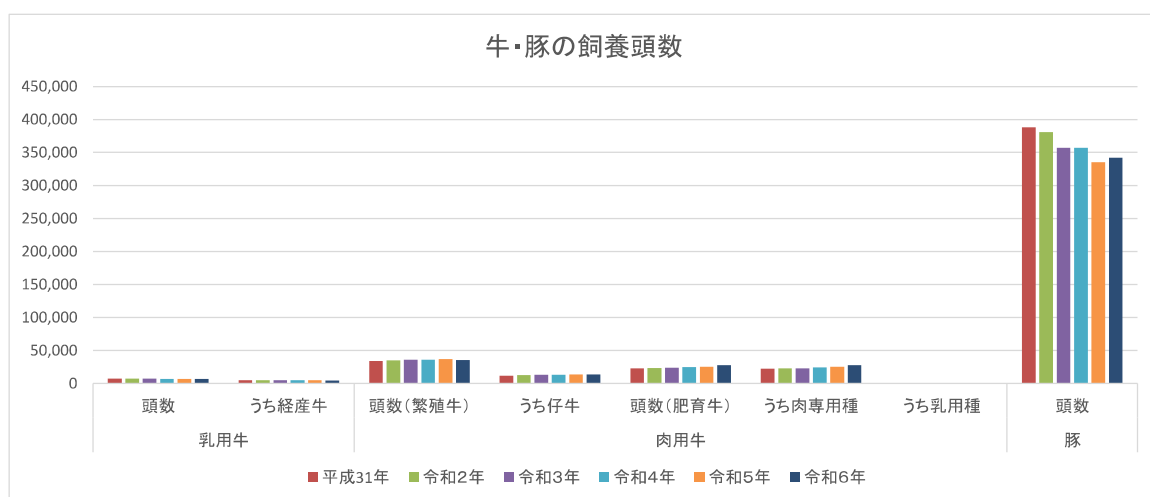
●主要家畜の飼養頭羽数の推移

			平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
乳用牛	頭数		7,274	7,350	7,430	7,156	6,961	6,907
		うち経産牛	4,917	4,825	4,826	4,915	4,803	4,787
肉用牛	頭数(繁殖牛)		34,019	35,102	36,235	36,263	37,027	35,651
		うち仔牛	11,935	13,010	13,176	13,274	13,838	13,649
	頭数(肥育牛)		22,874	23,583	23,686	24,905	25,388	28,087
		うち肉専用種	22,349	23,026	23,151	24,363	25,277	28,083
		うち乳用種	525	557	535	542	111	4
豚	頭数		388,237	381,020	356,883	357,164	335,437	341,839
採卵鶏	羽数(千羽)		470	464	462	459	452	447
ブロイラー	羽数(千羽)		7,919	7,968	8,198	8,146	8,152	8,163

資料:畜産課 (※各年2月1日現在)

※生産・肥育を一貫して行う肉用牛農家の計上方法について

R5までは主の形態(いずれか頭数の多い方)を計上していましたが、R6からは生産・肥育のそれぞれの戸数・農場数で計上しています。



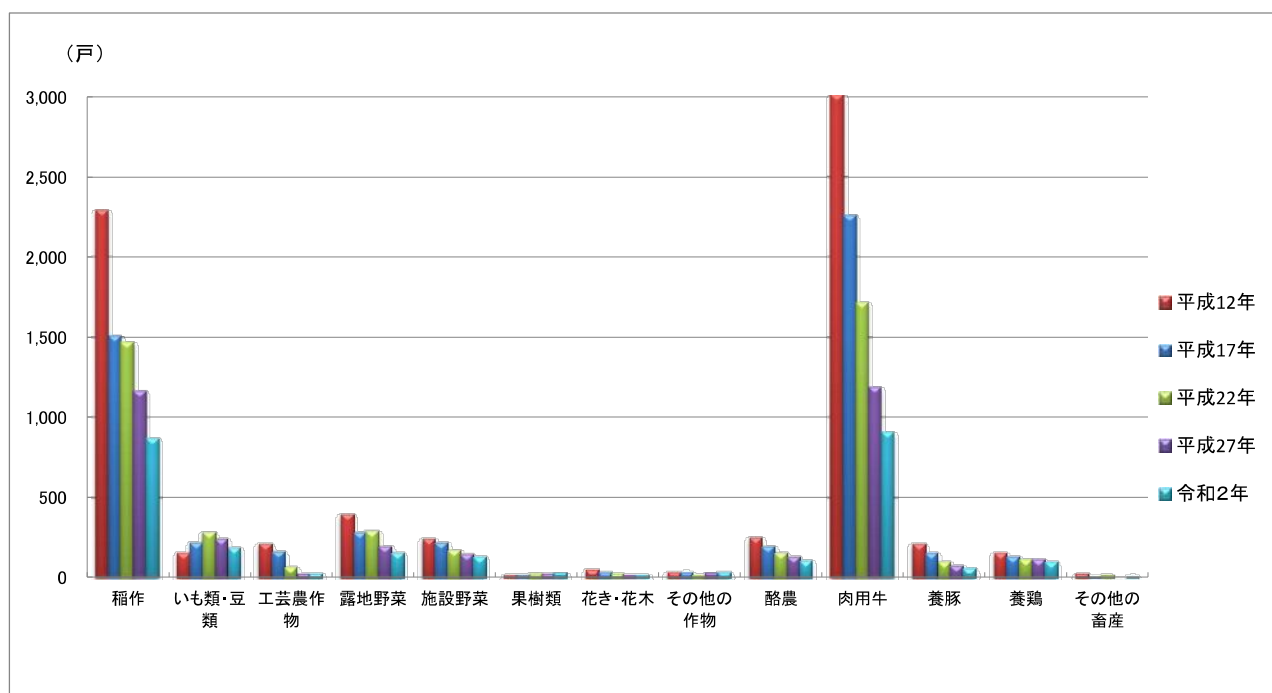
●農産物販売金額1位の部門別経営体数

(単位:経営体)

年次	計 構成%	稲作	いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他の畜産
平成12年	7,019	2,285	155	211	392	237	15	46	35	251	3,006	207	156	23
	100%	32.6%	2.2%	3.0%	5.6%	3.4%	0.2%	0.7%	0.5%	3.6%	42.8%	2.9%	2.2%	0.3%
平成17年	5,192	1,502	214	163	278	214	15	35	32	195	2,255	152	131	6
	100%	29.3%	4.2%	3.2%	5.4%	4.2%	0.3%	0.7%	0.6%	3.8%	44.0%	3.0%	2.6%	0.1%
平成22年	4,437	1,464	282	67	286	172	28	24	19	154	1,716	100	112	13
	100%	33.0%	6.4%	1.5%	6.4%	3.9%	0.6%	0.5%	0.4%	3.5%	38.7%	2.3%	2.5%	0.3%
平成27年	3,339	1,162	240	25	194	145	24	19	29	130	1,182	75	110	4
	100%	34.8%	7.2%	0.7%	5.8%	4.3%	0.7%	0.6%	0.9%	3.9%	35.4%	2.2%	3.3%	0.1%
令和2年	2,616	868	186	27	155	129	29	16	34	103	906	56	98	9
	100%	33.2%	7.1%	1.0%	5.9%	4.9%	1.1%	0.6%	1.3%	3.9%	34.6%	2.1%	3.7%	0.3%

資料:農林業センサス

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



●年齢別基幹的農業従事者数

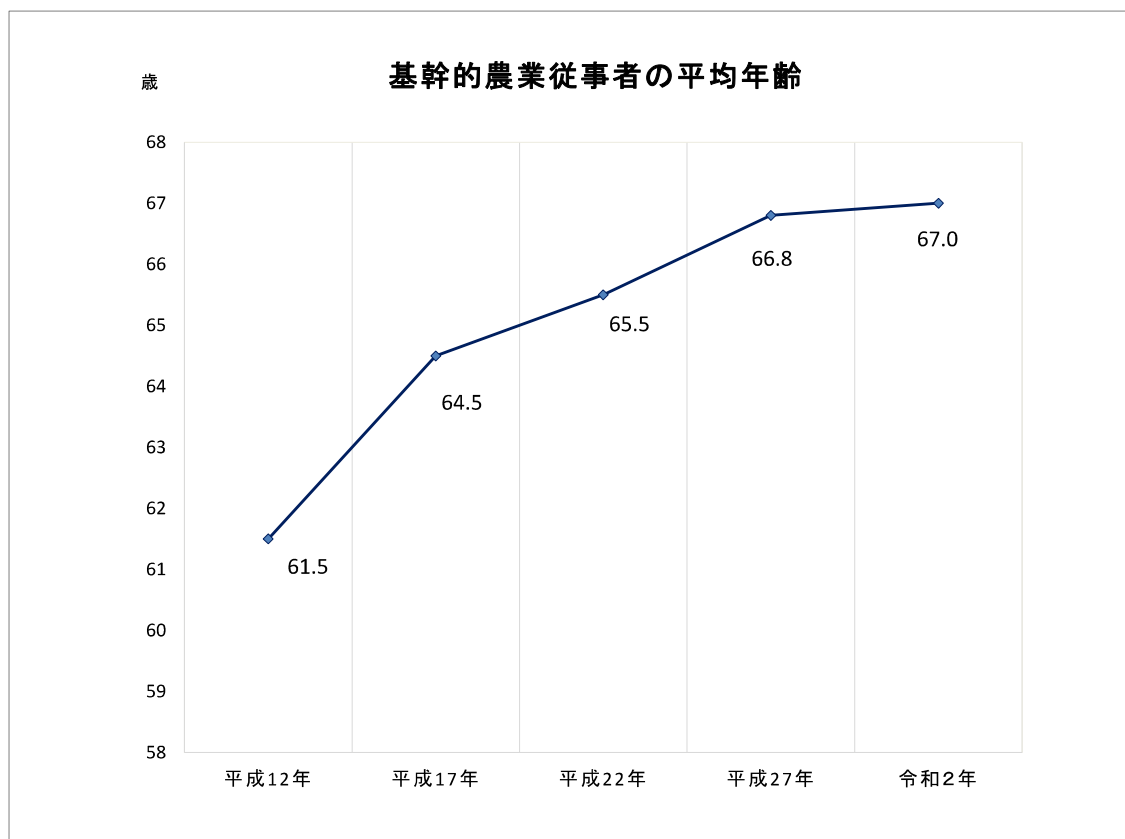
(単位:人)

年次	計 構成%	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	基幹的農業従事 者の平均年齢
平成12年	8,766	10	125	344	1,069	1,514	3,496	2,208	61.5歳
	100%	0.1%	1.4%	3.9%	12.2%	17.3%	39.9%	25.2%	
平成17年	8,592	5	158	270	691	1,296	2,809	3,363	64.5歳
	100%	0.1%	1.8%	3.1%	8.0%	15.1%	32.7%	39.1%	
平成22年	7,193	8	128	249	453	1,105	1,888	3,362	65.5歳
	100%	0.1%	1.8%	3.5%	6.3%	15.4%	26.2%	46.7%	
平成27年	5,447	73		198	300	705	1,494	2,677	66.8歳
	100%	1.3%		3.6%	5.5%	12.9%	27.4%	49.1%	
令和2年	3,988	2	48	164	265	427	1,112	1,970	67.0歳
	100%	0.1%	1.2%	4.1%	6.6%	10.7%	27.9%	49.4%	

資料:農林業センサス

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。

※平均年齢については、平成17年までは旧都城市のみの集計結果



※平成17年までは旧都城市のみの平均年齢

●市町村別の農業産出額(推計)全国順位

令和5年

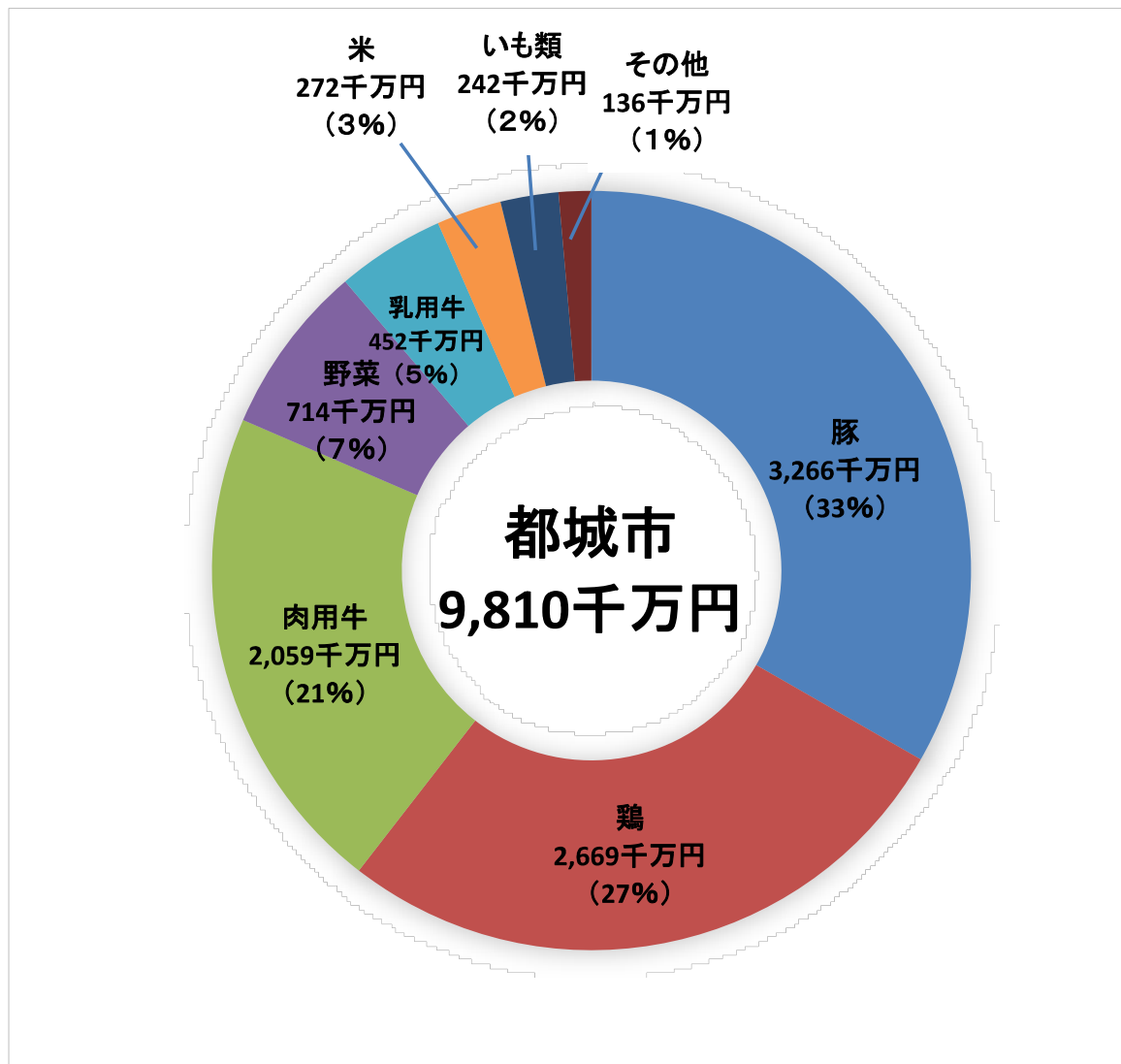
(単位: 千万円)

順位	市町村名	都道府県名	金額
1	都城市	宮崎県	9,810
2	田原市	愛知県	8,911
3	銚田市	茨城県	6,771
4	別海町	北海道	6,393
5	旭市	千葉県	5,594

資料: 農林水産省 R7.3.25公表



＜都城市の農業産出額(推計)の内



6. 都城市農林業関係行政組織図

R7.4.1現在

農政部		
農政課(部総括参事)	総括担当	
	担い手対策担当	
	農政企画担当	
農産園芸課	農産担当	
	園芸特産担当	
	畑かん営農推進担当	
畜産課	畜産振興担当	
	環境防疫担当	
農村整備課	農村整備担当	
	農地防災担当	
	地籍管理担当	
観光PR部		
みやこんじょPR課	物産担当	
環境森林部		
森林保全課	森林整備担当	
	自然環境担当	
	林政担当	
地域振興部		
山之口総合支所 産業建設課	産業振興担当	
	・農村整備事務 ・農業委員会事務	
高城総合支所 産業建設課	産業振興担当	
	・農村整備事務 ・農業委員会事務	
山田総合支所 産業建設課	産業振興担当	
	・農村整備事務 ・農業委員会事務	
高崎総合支所 産業建設課	産業振興担当	
	・農村整備事務 ・農業委員会事務	
農業委員会事務局	農政担当	
	農地担当	



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市農政部・観光 PR 部
環境森林部・地域振興部 各総合支所産業建設課

(所 属)	(☎)
農 政 課	2 3 - 2 7 6 8
農 産 園 芸 課	2 3 - 2 4 2 5
畜 産 課	2 3 - 2 7 6 9
農 村 整 備 課	2 3 - 2 9 8 1
みやこんじょ PR 課	2 3 - 2 6 1 5
森 林 保 全 課	2 3 - 2 1 5 2
農業委員会事務局	2 3 - 7 8 6 8
山之口産業建設課	5 7 - 3 1 1 3
高城産業建設課	5 8 - 2 3 1 0
山田産業建設課	6 4 - 1 1 1 3
高崎産業建設課	6 2 - 1 1 1 3